

池田町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

池田町教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・P.4～P.7
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・P.7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

池田町教育振興基本計画で掲げる「未来へつなぐひと育て」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

池田町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、池田町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本町の現状

○本町では、平成31年に策定された「福井県学校改善方針」に基づき、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

○こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 25.5 時間	14.6%	2.1%
中学校	月 23.8 時間	10.6%	0

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

	指標	令和6年度結果	目標
1	1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合	87.4%	100%
2	1 年間における 1 箇月時間外在校等時間	24.7 時間	平均時間 30 時間以内
3	1 年間における時間外在校等時間の平均時間	296.4 時間	年間 360 時間以内

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

	指標	令和6年度結果	目標
1	仕事に喜びや楽しさを感じている職員の割合	81.8%	80.0%
2	働きがいを感じている教職員の平均評価	7.55	7.5 (10 段階)
3	働きやすさを感じている教職員の平均評価	7.35	7.0 (10 段階)

※時間外在校等時間に関する目標は国の指針に準拠し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標は県の目標に準拠している。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

下図、文部科学省による「業務の3分類」は、平成31年1月の中央教育審議会答申で整理された枠組みであり、この内容を踏まえた業務について下記の方
向性で取り組む。

ア 学校以外が担うべき業務	イ 教員以外が積極的に参画すべき業務	ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥ 調査・統計等への回答 ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成 ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨ 学校プールや体育館の施設・設備の管理 ⑩ 校舎の開錠・施錠 ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫ 校内清掃 ⑬ 部活動	⑭ 給食の時間における対応 ⑮ 授業準備 ⑯ 学習評価や成績処理 ⑰ 学校行事の準備・運営 ⑱ 進路指導の準備 ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の方向性（主なもののみ）

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動①

・保護者・地域住民に広く参加を呼びかけ、学校以外が中心となった見守り活動を継続する。また学校から自宅までの距離がある小学生の登下校に通学バスを運行する（2km以上）。中学生は自転車通学を基本とするが、冬季においては学校から自宅まで距離がある生徒に通学バスを運行する（4km以上）。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

②

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。また、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応⑤

- ・学校での対応が困難な事案は、教育委員会が窓口となり対応する。しかし教育委員会においても対応が困難な事案は、町の顧問弁護士への相談や県のスクールロイヤー事業の活用を検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理⑧

- ・タブレット機器やネットワーク設備の年次更新等の保守管理を外部委託し、ICT知識が必要な場合に相談できる体制を継続する。今後も必要に応じて外部委託する保守・管理・作業の追加を検討する。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理⑨

- ・水泳の授業では町営のプール施設を利用し、学校では点検や管理などを行わない。
- ・地域開放が前提となっている中学校の体育館について町教育委員会が管理を担う。

◇部活動⑬

- ・休日の部活動は全て地域展開し、平日も配置が可能な部活について地域指導者を配置する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備⑮⑯⑰

- ・授業用スライドや教材等が入った教師用デジタル教科書を必要とする教科で採用し、授業準備時間の短縮を図る。
- ・デジタルドリル、デジタルテストを活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・保護者連絡アプリの導入や統合型校務支援システム等デジタルツールの導入

によりペーパーレス化や校務の効率化を促進する。

- ・複式学級解消のため町において講師を雇用する。
- ・チーム担任制の導入等により業務負担の分散化を図り、柔軟な働き方を推進する。
- ・週当たりの授業時間数を小中ともに最大28時間とする。週2日5校時で放課する曜日を設定し、会議や授業準備等に当てる。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応⑭

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門的な知見を活用しつつ教職員との協働を促進する。また町保健部局とも連携し家庭への対応にあたる。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康および福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用

して職場環境の改善を推進する。

- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。(県実施)
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、町HPで公表するとともに教育総合会議において報告する。
- ・学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については県実施の調査「教職員のウェルビーイングな働き方に関するアンケート」より把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、総合教育会議における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。